

鳥取県県土整備部測量等業務プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）の所管に係る測量、建設コンサルタント、地質調査又は補償関係コンサルタント業務（委託対象設計金額が2百万円以上のものに限る。以下「測量等業務」という。）の委託について、最も優れた企画提案をした者と随意契約を行う方法（以下「プロポーザル方式」という。）による場合においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象業務)

第2条 プロポーザル方式は、次に掲げる測量等業務（特許又は著作権に係る技術等が必要とされるものを除く。）のうち、高度又は独自の技術等が必要とされるため競争入札に適しないものとして、別に定めるところにより設置する指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）が指定するものについて行う。

- (1) 複数の業種（鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号県土整備部長通知）第3条第1項で規定する選定区分の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分による。）にわたるもの
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、又は技術的な解析を伴う地質調査
- (3) 景観を重視した施設の設計、専門的な構造計算を伴う設計、新技術が必要とされる設計、又は専門的な技術的判断が必要とされる設計
- (4) 文化性、歴史性、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計
- (5) 積算歩掛が定められていないもの
- (6) その他プロポーザル方式によることが適当と認められるもの

(選定方法)

第3条 プロポーザル方式において企画提案をすることができる者（以下「提案者」という。）は、発注する測量等業務ごとに定める応募資格を具備する者に対し、公募により各自の技術力を記載した書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求め、指名委員会でこれを審査して選定する。

- 2 前項の規定により選定された提案者に対しては、測量等業務に係る企画提案の内容を記載した書類（以下「企画提案書」という。）の提出を求め、これを審査して最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定し、その者と当該業務の委託契約を随意契約で締結できるものとする。

(不選定)

第4条 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。）第4条の規定による資格停止を受けている者は、提案者及び最優秀提案者として選定しない。ただし、同要綱別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当する事案が発生した場合でも、当該事案について資格停止が行われるまでは、当該事案に係る者を選定して差し支えないものとする。

- 2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、提案者及び最優秀提案者として選定しないことができる。
 - (1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者
 - (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
 - (3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者
 - (4) 発注側の内部事情に精通したものを擁する者、その他その者を選定すると当該選定

の公平性に疑義を生じる恐れがあると認められる者

(応募資格の設定)

第5条 プロポーザル方式による応募資格の設定にあたり、当該測量等業務を所管する課長(以下「所管課長」という。)は、当該資格の案(以下「資格案」という。)を作成し、指名委員会に付議するものとする。

2 指名委員会は、資格案を審議し、応募資格を決定する。

(参加表明書の公募)

第6条 応募資格が決定されたときは、別表に掲げる事項をインターネットの県のホームページ(アドレスが <http://nyusatsu.pref.tottori.jp> であるもの。)に公告して、参加表明書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による公募に応じて参加表明書を提出した者は、提案者となることを希望するものとみなす。

3 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、提出する者の負担とする。

4 参加表明書及びその添付書類は、提出した者に返却しないが、提出した者に無断でプロポーザル方式における審査以外には使用しないものとする。

(提案者の選定)

第7条 適正に提出された参加表明書については、所管課長が同種業務の実績及び配置予定の技術者等の確認を行った上で、指名委員会に付議するものとする。この場合において、参加表明書に誤記等があったときは、指名委員会が認めた場合のみ、修正等を行うことができる。

2 指名委員会は、前項の確認等を踏まえて審議し、提案者を選定する。この場合においては、公募により広く提案者を募るという趣旨に則り、不必要に厳格な絞り込みは行わないものとする。

3 所管課長は、前項の規定により提案者が選定されたときは、当該提案者に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

(最優秀提案者の選定)

第8条 適正に提出された企画提案書については、第10条に定めるところにより設置する県土整備部測量等業務企画提案評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価した上で、指名委員会に付議するものとする。この場合において、企画提案書に誤記等があったときは、指名委員会が認めた場合のみ、修正等を行うことができる。

2 指名委員会は、前項の評価を踏まえて審議し、最優秀提案者を選定する。

3 所管課長は、前項の規定により最優秀提案者が選定されたときは、当該最優秀提案者に対し、その旨を通知するものとする。

(非選定通知)

第9条 所管課長は、参加表明書を提出したが提案者に選定されなかった者及び企画提案書を提出したが最優秀提案者に選定されなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由を書面(電子入札の場合にあっては、電子入札ファイルに記録すること。以下同じ。)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、それぞれ通知の日から4日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、書面により発注機関(知事が契約する測量等業務にあっては県土整備部長、地方機関の長が契約する測量等業務にあっては当該地方機関の長をいう。以下同じ。)に、選定しなかった理由の説明を求めることができる。

- 3 発注機関は、前項の規定により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期限から6日(休日を除く。)以内に、書面により回答するものとする。この場合においては、参加表明書及び企画提案書作成要領に定める提案者及び最優秀提案者の選定基準又は評価の着目点に基づいて説明することとし、当該書面には他社と比較して劣っている事項を明記するものとする。

(評価委員会)

第10条 評価委員会は、発注する測量等業務ごとに設置するものとする。

- 2 評価委員会は、発注機関が適当と認める5名以上の者で構成する。
- 3 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

(雑則)

第11条 その他プロポーザル方式による測量等業務の委託に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月12日から施行する。
- 2 平成14年4月11日以前に作成された資格案に係るプロポーザル方式による測量等業務の委託については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年11月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日以降に起工決裁する測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成18年2月3日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別 表

公告事項	留意点
<p>1 測量等業務の概要</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 実施場所</p> <p>(3) 内容</p> <p>(4) 履行期間</p> <p>(5) 予定価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の内容については、業務の名称、対象物の構造・規模等を記述すること。 ・当該業務に必要とされる技術的な能力や要件を示す具体的な情報を記述すること。
<p>2 応募資格</p> <p>(1) 技術者の保有状況等</p> <p>(2) 事務所の所在地</p> <p>(3) 同種業務の実績</p> <p>(4) 配置予定の技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の規模、企画提案書の提出に要求される技術的特性等を勘案して、受託者の技術能力及び業務の質を確保する観点から必要なものとする。 (例) 技術士、RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の人数及び専門分野 ・原則として県内業者であればよいこととするが、必要があれば、主たる事務所又は従たる事務所の所在地に関する条件を設定してもよい。 ・同種業務の判断基準（業務内容、諸元等）を明示した上で、概ね過去10年間に完了した同種業務の中から代表的なものを記載すべきことを記述すること。この場合、記載件数の上限（3件まで等）を明示すること。 ・類似業務の判断基準（業務内容、諸元等）を明示した上で、類似業務については、同種業務の実績が少ない場合にのみ記載するよう記述すること。 ・実績は、業務名、発注機関名、実施場所、履行期間、受託金額、業務概要、技術的特性等を必要に応じて記載するよう記述すること。 ・確認資料として契約書の写し又はTECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）の登録実績の出力表等を添付するよう記述すること。 ・必要以上に厳しい条件を設定し、提案者を限定する結果とならないよう、技術的観点から最低限必要なものに限ること。 ・同種業務として認める業務の範囲の設定に当たっては、発注する測量等業務の技術的特性を勘案し、支障がないと認められる場合には、類似の設計構造によるものを含めること、当該業務の規模より小規模なものも認めること等により、弾力的な運用を図ること。 ・配置予定の技術者は、変更することができないことを明記すること。 ・配置予定の技術者の業務経験については、同種業務等の判断基準及び記載件数の上限を明示すること。 ・確認書類として資格証の写しを添付するよう記述すること。 ・技術者の業務実績を条件とする場合は、技術的難度の高い場合を除き、管理技術者、照査技術者等として実績を積んだ時の役職による限定を設けないこと。

<p>3 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出</p> <p>(1) 作成要領</p> <p>(2) 提出方法</p> <p>(3) 公表の諾否</p> <p>(4) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書及び企画提案書作成要領を希望者に交付すること、その交付期間（公告の日からとする）及び交付場所を明記すること。 ・参加表明書及び企画提案書作成要領には、次の事項を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①要綱第4条第2項(4)の具体的な内容 ②当該業務の詳細（必要に応じて対象物の図面、仕様書等を添付する。） ③提案者及び最優秀提案者を選定するための基準 ④参加表明書及び企画提案書の内容、記入要領、提出方法等 ⑤企画提案書の評価項目及び評価の着目点 ⑥その他実施上の留意事項 ・参加表明書及び企画提案書の提出期間、提出場所、提出方法（原則として持参による）を明記すること。 ・提出する技術提案書について開示請求がなされた場合に、公表を認めるか否かを記入するよう記述すること。 ・受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び参加表明書を提出しても提案者に選定されなかった場合は、企画提案書を提出できないことを明記すること。
<p>4 その他必要と認める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報を入手するための照会窓口、その他実施上の留意事項を明記すること。

プロポーザル方式（測量等業務）の手続き実施フロー



